

今有リ、其レヲ世ノ人和カニ紙幡寺ト云フ也ケリ、本儀ヲ不知ザル故也、此レヲ思ニ、彼ノ家ノ娘
糸只者ニハ非ズトゾ思ユル、觀音ノ靈驗不可思議也トゾ、世ノ人貴ビケルトナム、語リ傳ヘタル
トヤ、

〔日本紀略八花山〕寛和元年四月廿四日戊戌、今日酉刻大蟹出、遊承香殿壇上爲惟、

〔東海道名所記五鈴鹿の坂の下より土山へ二里半○中解坂、蟹が石塔は左のかたにあり、松二本
うへたり、むかし此所に妖恵ありて、往來の人をなやまし侍ベリ、あるとき會解僧一人爰をとを
りけるにかの妖恵出たり、僧すなはち問ていはく、なんぢはなにものぞ、名のれきかんといふば
けものこたへて、いはく、兩手空をさし、雙眼天に麗り、八足横行してたのしむものなりといふ、僧
すなはちさとりていはく、横行はよこにゆくとよめり、雙眼天に麗るもの兩手空をさし、八足に
してよこにゆかば、汝はさだめて蟹にあらすやといはれて、すがたをあらはしつ、戒をさづか
り、ながくわざはひをいたさゞりけり、その志るしとて、今に塔石あり、

〔延喜式三十一諸國例貢御贊○中

蟹利用

攝津國皮劍闌

〔三代實錄三十五清和元慶三年正月三日癸巳、攝津國蟹胥、陸奧國鹿臘、莫以爲贊奉御膳○下

〔四條流庖丁書〕一ガザメノ事可盛カタチ、流ニ餘多有哉、雖然當流ノコトハ各別也、是ニ龜足ナク
シテハ、假初ニモ御前へ不可參、甲ニ盛ベシ、若ガザメノ甲ナクバ、土器ニ可盛也○下

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕三獻○中御ゆづけ○中がさめ

〔古事記申神〕一時天皇越幸近淡海國之時、引坐木幡村之時、麗美娘子遇其道衢、爾天皇問其娘
子曰、汝者誰子、答白丸邇之比布禮能意富美之女、名宮主矢河枝比賣○中故獻大御饗之時、其女矢
河枝比賣、令取大御酒盞而獻、於是天皇任令取其大御酒盞而御歌曰、許能迦夜伊豆久能迦邇毛

蟹雜載